三鷹市ものづくり産業集積促進事業助成金

1．趣旨・目的

製造業事業者等が三鷹市内の近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び特別住工共生地区に移転する際の工場の新設又は既存建物の改修に係る費用に対して助成金を交付します。

2．事業概要

製造業事業者等が移転を行う際の、①新工場の整備等に関する経費、②既存建物の改修整備等に関する経費を助成します。

◆助　　成　　率：助成対象経費の１／３

◆助 成 限 度 額：①工場新設 1,000 万円、②既存ストック活用 500 万円

◆助 成 対 象 者：製造業を営む都内中小企業者

◆助成対象事業：三鷹市内の近隣商業地域・商業地域・準工業地域・工業地域・特別住工共生地区への工場等の移転

◆助成対象経費

⑴ 新工場の整備等に関する経費

・新工場の設計施工管理費、建物建設工事費

⑵ 既存建物の改修整備等に関する経費

・既存ストック活用のために必要な調査費、設計施工管理費、改修工事費、建物付帯設備及び関連施設の整備費

⑶市が定める建物付帯設備及び関連施設の整備費用（下表を参照）

種類	内容
建物等付帯設備	○生産事業（生産・加工・組立）の工程上必要な設備であって、建物に付帯する物の整備 例：動力用電気設備、製品の洗浄用・冷却用給排水設備、加熱用のガス設備、ボイラー設備、クレーン、受変電設備等 ○排煙設備、空調設備 （建物から容易に移動・取外しができないこと。） ○門、塀、緑化施設等の外構工事 （建築基準法の規制に支障のないもの） ○機械式駐車設備（ターンテーブルを含む） ○省エネルギー設備（太陽光発電システム、太陽熱利用システム）
関連施設	事務所、研究室、倉庫、休憩室、ロッカー室、食堂等 ※住宅部分は、関連施設に含まない。

関連施設は、当該工場の生産施設部分の延床面積を限度として助成の対象とする。

※１　「工場」とは…生産設備等を備え経常的に主たる生産業務を行う事業所又は簡易な加工等を行う作業場をいう

※２　「集積促進事業」とは…製造業事業者等が、市内の近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域又は特別住工共生地区に、新築又は既存建物の改修により工場を移転することをいう

※３　本助成金は申請後認定されてから２年以内に契約を締結した事業が対象となります。